

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

たばこ税は、国、地方の重要な財源であり、特に地方財政においては年間一兆円を上回る貴重な財源として、長年に亘って多大な貢献を果たしています。

玉城町における地方たばこ税収入は、令和元年度は約1億1千万円が納付され、町民への様々な行政サービスに役立てています。

昨今、国内のたばこを取り巻く環境は、令和2年4月1日から改正健康増進法が全面施行され、喫煙者は多くの屋内施設において喫煙ができなくなり、仕方なく屋外で喫煙しており、そのことで望まない受動喫煙が生じたり、吸い殻のポイ捨て、歩きたばこ、更には火災に繋がることも心配されるところです。

「望まない受動喫煙」の防止および環境美化の観点、加えて安定的な税収を確保する面からも、喫煙者(大人の約20%)を一方的に排除するのではなく、必要な場所に喫煙(分煙)場所を設けることが必要であると考えます。

令和元年12月に与党が取り纏めた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされており、更に、令和2年1月に総務省自治税務局より発出された「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」でも、受動喫煙を防止する観点から、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいと記載されております。

以上をふまえ、下記のとおり要望します。

記

「望まない受動喫煙防止策として、また、たばこ税の安定確保策として、町に納付される地方たばこ税の一部を、毎年予算計上のうえ、次のとおり分煙環境整備に充てられることを求めます

- 一 町が所有、管理する公共施設、場所において今後ともたばこを吸われる方吸われない方、双方に配慮した喫煙場所の維持、設置および日々の管理を行うこと。
- 一 喫煙者に対して、法律に基づく喫煙ルールの周知と更なる喫煙マナー向上を目的とした施策に取り組むこと。
- 一 国に対し、町から地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくこと。

以上の通り、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 3月 9日

玉城町長 辻村 修一 様

玉城町議会議長 山口 和宏

